

第24回犯罪被害者支援京都フォーラムを開催 ～社会全体で被害者を支えるために～

令和5年11月23日(木・祝)

京都犯罪被害者支援センターと京都市は令和5年11月23日、「第24回犯罪被害者支援京都フォーラム」(京都府、京都府警察本部、京都弁護士会、京都府犯罪被害者支援連絡協議会後援)を京都市下京区のキャンパスプラザ京都で開催しました。参加者は144名でした。1部は「深まる苦しみ 広がる傷口」という演題で、亀岡集団登校交通事故事件ご遺族の中江美則氏に講演いただきました。2部は、当センター副理事長の川本哲郎氏がコーディネーターとなり、中江氏、京都府警察本部生活安全部サイバーセンター長の西田勝志氏、当センター監事で同志社大学大学院司法研究科教授の十河太朗氏でパネルディスカッションを行いました。

基調講演

「深まる苦しみ 広がる傷口」



講師：中江 美則さん
亀岡集団登校交通事故事件ご遺族
NPO法人ルミナ理事長

事件のときのこと

11年前の4月23日、いつもと変わらず、息子と仕事の身支度をし、仕事現場へと向かっていました。しばらくすると一本の電話が鳴り、息子が「親父、ふきたんが、事故したらしい」と言いました。娘・幸姫は幼い頃、息子が妹の名を「ゆき」と呼べなくて「ふきたん」と呼んでいたことから、「ふきたん」という愛称で愛されていました。

ふきたんの状況が全くわかりません。物々しい待合室で胸が苦しい。押し寄せる不安、医師が話しかけてこられました。「妊婦さんの家族のみなさん、おなかの中の赤ちゃんはショック死で残念です。それでもお母さんの命だけは助けたい」と言われました。抱き締めてやれへんかった孫の終わりを最初の言葉として聞かされました。ふきたんが、目の前に現れました。青ざめ、腫れ上がった顔に酸素マスクをされて意識も全くありません。ふきたんの側で医師が脇腹を切開して手を入れて心臓を動かしていました。この目を疑いながらも、愛する娘の変わり果てた姿を避けたい予感がどんどん押し寄せて、不安だらけで頭が変になりました。

ふきたんが、可哀相すぎる。父親の自分が経験したことのない恐ろしい痛みを、恐怖を、俺のふきたんが苦しまされている。「もう先生、楽にしてやってください」としか言えませんでした。「痛みから解放してやりたい」、その一心で、終わりの時間を医師に伝えられた時、「そのことは言わんといてくれ」と、ふきたんに覆いかぶさりました。白黒しか見えへんかったものが、ふきたんの心臓が目の前に現れました。悲しくも、はっきりと真っ赤な血が混ざり、鮮明に見えてしまいました。動かへん心臓が、これだけ近くに見える。娘の心臓が。無意識に「動いてくれ」と握るこの手に、ふきたんのぬくもりが、今も生涯、忘れることが、できんようになりました。

個人情報漏洩

「二次被害」の情報流出が起きたのは、事故の衝撃を受けとめられない最中でした。その時に襲ってきたのは「個人情報漏洩」の恐怖です。ふきたんのケータイに、あろうことか加害者の父親から電話をしてみました。この父親に「誰が娘のケータイ番号を教えたのか」と聞くと、「警察」と答えました。「この時代に警察が個人情報をお前に教えるわけがない。まして死んでしまったふきたんのケータイ番号を、なんでお前に教えるんや」と喚き散らしました。それから警察に連



絡しました。そして訴えた数時間後に謝罪に来た警察。自分ら家族は信じられない中で、その大きな組織の力に不信を抱き、恐れ、外で待機していたマスコミを入れ、証拠を残しました。それからお通夜の場に教育委員会と小学校の教頭が、「ふきたんのケータイ番号は教頭先生が漏らした」と謝罪に来ました。「被害者の電話番号は警察が漏洩したことは間違いなかったが、ケータイは違ったんです。教育長は夜中にテレビの報道で謝罪会見をする前に謝りに来た」と。教頭は警察だけに責任を押しつけ、バレたから謝りたいと。何もかも組織の都合を押しつけてきました。ただ「亀岡安祥小学校が漏らした」と調べておられた事実があったらしい。黙って謝罪をし、僕らの責めを受けられて堪えられた警察の方には今も心が残ります。

裁判

裁判が始まりました。ふきたんを殺した悪魔は何度も何度も「無免許」を繰り返し、保護観察処分も何度も繰り返し、挙げ句に（無免許運転という）犯罪を起こしている真っ最中に最悪の事件を起こしました。一度も車の運転の勉強もせず、テストに合格して免許を取得したこともない者が「無免許運転」をして人の命を奪うのは、悪魔の殺人行為ではないでしょうか。ふきたんは交通事故で死んだんではない。卑怯な悪魔が、車という便利な乗り物を使って殺したんや。世の中を震撼させて問題とされていることを、起こした者らが謝罪を示そうともせず、自分らの生活を優先する加害者の親たちの悪質な態度。

「自分が殺した、重傷を負わせた子どもたちに謝罪の思いを伝えるために、毎日、毎日、般若心経を唱えている」と言いました。「じゃあ、その犠牲者の名前を全部言ってみろ」というと何も答えることができへん。弁護人が般若心経を勧めるのは、こんなええ加減な情状酌量をやるためか、裁判で利用するために。「誰が、いつ、お前らに般若心経唱えてくれと思うか」と叫びました。

それから刑が決まれば、加害者は全員、家族全員、悪いことだらけでした。刑事裁判の時には謝罪を示したのに、民事裁判、お金の裁判になると「自分たちに過失があったとすれば謝罪も考えるんですけど」と、まるで罪がないかのような態度で車を貸した母親が言い抜けました。ウソをつく者を野放しにする裁判は茶番劇だし、怒りと憎悪しか残ることはありません。

署名活動と法改正

法律にも裏切られ、一般市民の感情を確認するために署名活動を始めました。優しく大きな声援と、自分の立場を超えて励ましの言葉をくださった方がおられました。「私たちは公に活動に参加できへんけど、でも人の子で、人の親なんです。この法律は理不尽すぎる。お父さんに託します」と署名をしにこられた警察関係の方々には、「漏洩のことも恥や」と代わりに謝罪

しながら署名をしてくださいました。自分は「交通事故犠牲者遺族」とは思っていません。「交通事故犯罪の犠牲者遺族です」と言うしかないです。であるから、「法律の見直し」が必要となりました。全国から励ましの手紙と署名の賛同もいただき、満足していないまでも、法改正につながりました。

心筋梗塞

死に直面し、覚悟を新たにしました。裁判の最中に今後の方向を左右することがありました。裁判でこれまで抱いていた感情を相手に、ありのままぶつけた後のことでした。帰宅途中の車内で呼吸しづらく、全身から力を失い、隣にいてくれた末娘が気付いてくれて、5時間を超える緊急手術をしました。心筋梗塞という、自分の心臓も止まってしまう危機がありました。手術室の中で意識が薄らいでいくものの、周りの声と、また同時に家族の悲しい声が聞こえてきました。「ごめん」という気持ちと、「ふきたんのところへやっに行けるのかな、楽になれるかな」と逃げる気持ちが頭の中を走りました。けど、ふきたんに追い返され、助けられ、また何かの力でふっと覚まされてしまいました。心の中で医師たちに「俺よりも、ふきたんを助けてほしかった」（と訴えました）。

自分らは何年たっても憎悪から解放されへん。「法律で逃げられても、人の憎しみからは逃げきることはできへん」ということを証明してやる。その最後に、うれし泣きをしながら幸姫のそばへ行ってみたい。命の重さに見合う罰則なんか、ありうるわけがない。そやから罪を深く、重く、厳しくせえへんと、被害者との釣り合いが全くとれません。日々深まる憎悪、正義の呪い、怒りを納める術が見つかりません。

誹謗中傷という二次被害

「二次被害」があります。「誹謗中傷」という。事故の苦しみは娘と孫を奪われるだけではありませんでした。さらに家族を苦しめ続けたのが誹謗中傷でした。自分は、テレビや報道で表に出ることで苦しみが増大したことに堪えていました。自分は事件のことを訴えたくて、理不尽を訴えたくて、ブラウン管の前に立っているだけです。有名になりたいとか、そんなこと思ったこともない。しんどくて、たまりません。もちろんギャラももらったことなんか、ありません。それでも、それにもかかわらず、です。地域の人が「マスコミにギャラをもらっているさかい仕事もせんで、テレビに出ているんやろ」とか「テレビに出てばかりいるからスーツやワイシャツのクリーニング代、大変やろう」とかも言われました。記念撮影を求められることもありました。車に傷をつけられたり、嫌がらせをされて南丹署に監視カメラを設置していただいたこともあります。ものを奪われたり、倉庫に置いておいたものも知らん間に盗られたり（しました）。

そしてネットの「誹謗中傷」の犯人が京都府警に捕



らえられました。「誹謗中傷」の犯人は、新聞でも報道されたんですが、中学3年生の少年でした。「ふきたんは茶髪やから殺されてもええ」とか、父親の自分が、こんな面（つら）やから「暴力団の組長」という噂をつくり上げられ、「その娘やったら殺されても当然や」とか。「2ちゃんねる」で納まらず、著名人が取り沙汰されるサイトで、この少年は自作自演で一人、何人にもなって、あたかも「中江を悪い奴、悪い奴」とつくりあげ、賛同者を増やしたらしいということでした。なんでネットで潰そうとするのか、その理由を突き止めました。すると中学校の番長にいじめに会っていて、その番長が、この私に似ていたらしいということでした。たったそれだけでした。

新しい取組

事件の後は、大切な仕事をしていても、生きていくだけの手段としか思えんようになりましたし、仲間の人などの輪から遠ざかるようになってしまいました。そやけど、仕事の現場で出会う元犯罪者たちとの出会いが少しずつ自分を変えてくれました。幸姫がメッセンジャーとして刑務所の中を天使の姿となり、受刑者たちにも気づきの瞬間を与えております。けど幸姫は自分の意思ではなく、親の勝手に全国の刑務所を訪問しておりました。幸姫だけに負担をかけている。そのことに自分は幸姫に罪意識を感じて、新たに「更生保護団体ルミナ」を設立しました。現在では京都府の認証を受け、NPO法人として活動をさせてもらっています。檻の中を経験した現役の保護観察処分中の者らを日々、仕事を現場で指導させてもらって、近畿地方を中心に、刑務所の受刑者や、学生を相手に講演をさせてもらっています。この活動は自分の事件がきっかけで「新たな犠牲者を生まない、社会の膿を取り除き、最後の最後で犯罪を阻止するために」始めたことでもあります。僕らのような被害者を、これ以上、増やしてほしくない。その一心でやっております。被害者遺族の苦しみをすることで、犯した罪を憎んで二度と犯罪に手を染めんといしてほしい。再犯者をつくらせない活動の取り組み、これが犠牲者を新たに生まないことにも

つながると知って、負の連鎖が、悪が悪を生むことを防ぐために何かできたらと思ってやっております。

裁判記録の廃棄

NPOとして新たな一歩を踏み出そうとしていた時でした。再び犯罪被害者を苦しめる出来事が起きました。保管されていた亀岡の事件の記録が裁判所によって廃棄されていたことが発覚しました。裁判所ではなく、報道機関から知らされました。その事実を聞いた時、被害者遺族に意向の確認もなく、連絡もなく、廃棄したことに驚いてショックを受けました。正直、裁判所によって、事件が終わらせられたのかという辛い気持ちと、また違う形で「幸姫が殺されたんやな」という思いで一杯になりました。火あぶりです。被害にあった娘の事件記録がゴミのように捨てられ、シュレッダーにかけられたと思うと、娘の写真を載せたビラを道ばたに捨てられるくらい、足で踏みつぶされるくらい、憎しみ、憎悪が生まれます。最高裁判所の内規では「資料的価値の高いものは保存する」と聞きましたけど、僕らの記録が今回、「資料価値なし」といわれたことのショックは大きく、新たな傷を負わされた気持ちであります。亀岡のような最悪な事件の発生を防ぐために、大人や教育者であっても事件記録を確認できるように記録を保存しておくべきではないでしょうか。亡くなった被害者は何も語ることはできへんです。事件記録が廃棄されてしまえば、加害者少年の一方的な言い分だけが事実になってしまいます。

おわりに

この瞬間を皆様がご用意して頂いた御心で娘達と一緒に立てた事と娘達が呼吸する場面を頂けて感謝します。

まだまだ未知への取り組みですがどうかこの時間が犯罪抑止となり皆様の新たな始まり実りあるものになることを願います。ルミナがこの場で立たせていただきました事生涯の誇りとなりました。

ご清聴有り難うございました。

(要旨)

パネルディスカッション

「インターネット上の誹謗中傷による二次被害」

十河 太朗さん

(同志社大学大学院司法研究科教授)

誹謗中傷とは、「悪口や根拠のない嘘などで人の名誉を低下させたり、人を傷つけたりすること」です。犯罪の被害者の方が、さらに誹謗中傷を受けて「二次

被害」を受けられることが少なくないということです。

インターネット上の「誹謗中傷」の特徴として、①容易性、②秘匿性、③拡散性、④永続性、⑤不特定多数による攻撃が挙げられています。簡単に大きな被害が出てくるところがインターネット上の「誹謗中傷」



の特徴だろうと思います。

インターネット上の「誹謗中傷」について、これが犯罪にあたる場合があるのか。特に刑法典に「誹謗中傷」が犯罪であると書かれているわけではありません。もし対処するとすれば、既存の犯罪類型のどれかにあたる場合があれば処罰できることになっています。真っ先に思い浮かぶのは、人の名誉を侵害する罪。具体的には刑法 230 条 1 項の「名誉棄損罪」。231 条の「侮辱罪」。実際に適用される例としては「名誉毀損罪」「侮辱罪」が多いだろうと思います。「名誉毀損罪」と「侮辱罪」は全く違うのですが、両罪の共通点がありまして、公然と人の名誉を侵害するところです。そこでいう「名誉」とは何か。社会がその人に与える評価、社会的な評判・名声。「あの人はいい人だ」「あの人は金遣いが荒い」という評価の問題です。名誉感情とか自尊感情、プライドとか感情を害するよりは、その人の社会的な評価、これを名誉というのが通説の考え方です。

また、現実に社会的評価を低下させることがなくても、成立する。その「おそれ」を生じさせると、これは実際に社会的評価が低下しなくても、その「おそれ」を生じさせれば成立するということです。なぜかという現実とその人の評判が落ちたかどうかまで、なかなか判定しづらい。アンケートをとって、とはいきませんので、「おそれ」を生じさせることで足りるということ。

さらに、このような犯罪が成立するには、「公然と不特定または多数の人が認識できる状態」が必要とされます。少数でもいいので不特定の人、あるいは特定でもいいので多数の人。SNS の投稿が典型例で、公開されていれば、通常は不特定多数の人の目に接することができますので当然、「公然」に当たるということになります。

因みに正当な言論の行使であれば「名誉毀損」「侮辱罪」による処罰はなされない。たとえば国会議員が賄賂を受け取っているという報道がなされたとき、実は上の要件はあっている。報道ですから「公然」と行われるわけですし、賄賂を受け取ったとなると社会的評価は下がるわけです。しかし、正当な言論の行使ですから、処罰されるのは当然、おかしいわけです。そこで刑法 35 条の規定で、「正当な業務行為は罰しない」とされています。刑法 230 条の特例で「正当な言論の行使の場合は処罰されない」とされています。ただし、ここでは、「誹謗中傷」を対象にしていますので「正当な言論の行使」には当たらないということが通常だろうと思います。その限界は難しいところがあるだろうと思います。「正当な」と胸を張れるわけではないが、処罰するほどのことでもないという限界事例は多いように思います。被害者の方々の活動に関して、「こんな活動をした方がいいのでは?」「こんな活動はすべきじゃないのではないか」という意見交換を



「侮辱罪」や「名誉毀損罪」の対象にすべきなのかは難しい問題だと個人的には思っています。

「名誉毀損罪」と「侮辱罪」の共通点は以上ですが、ではどう違うのか。一言でいうと「事実を摘示したか、摘示しないか」の違いです。「事実」は「具体的な事実」のことを指していきまして、具体的な事実を示して社会的な評価を落とすと「名誉毀損罪」、具体的な事実は示さずに人の名誉を傷つけるのが「侮辱罪」という違いです。社会的な評価を低下させる具体的な事実を摘示すると「名誉毀損罪」になる。「甲さんは、いつ、どこで、誰とこんなことをした」と具体的な事実を示すと「名誉毀損罪」になる。ここでいう「事実」は真偽を問わない。仮に真実だったとしても社会的な評価を低下させるおそれがあれば「名誉毀損罪」になる。普通、「名誉毀損罪」というと嘘のことを広げるというイメージがあるのですが、ほんののことを仮に言っていたとしても、成立するというものです。

一方で「侮辱罪」は具体的な事実を示さない場合です。おそらく通常の SNS の投稿は「侮辱罪」の形が多いのではないかと思います。

先頃、「侮辱罪」の法定刑が引上げられました。テレビに出演された方がネット上で厳しい言葉を投げかけられ、ダメージを負って自殺されたという痛ましい事件があったことが契機となって、2022 年に刑法改正がありました。「侮辱罪の刑を重くすべきだ」ということで、「侮辱罪」の成立範囲が変わったわけではありません。新法では「1 年以下の拘禁刑若しくは 30 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料」とされました。これでも軽いのではないかと思われる方もあるかと思いますが、議論のしどころだろうと思います。重くすればいいのかということ、そこのバランスが難しいところです。

その他に、名誉毀損や侮辱以外にも、脅迫罪、強要罪、信用毀損罪、業務妨害罪、傷害罪、過失傷害罪、重過失傷害罪などの成立が考えられます。また、インターネット上の「誹謗中傷」そのものを処罰するような、何か「誹謗中傷罪」的なものをつくるべきではないかという意見も出始めています。どこまでを処罰の対象にして、どこまでを放任するかの限界線が、今後の課題として難しいところで、今、議論が始まっているのが刑法の世界での現状です。

**西田 勝志さん**

(京都府警察本部サイバーセンター長)

今年3月13日に京都府警察にサイバーセンターができました。みなさんはインターネットを使っておられ、スマホを持っておられると思います。今は2歳の子どもでも6割以上がインターネットに触れている。となると当然、ネットにかかわる被害が起きますよね。そういう意味で、京都府警は府民の安全・安心のためサイバー犯罪から守るためにも体制を強化して、サイバーセンターを立ち上げました。

「サイバー犯罪」とは何か。明確に法律に決まっているわけではありません。警察庁で一定、定義が決められているのが、「不正アクセス」といわれる、ID、パスワードを盗むような犯罪です。刑法に「インターネットとか電子計算機にかかわる犯罪」というものがありますが、インターネットを利用した犯罪、児童ポルノとかの犯罪も含めて、特に今、議論になっている「誹謗中傷」、これが「侮辱罪」とか「名誉毀損罪」ということで、インターネットで行われていたら、これは「サイバー犯罪に該当する」ということになります。

サイバー犯罪、インターネットでの「誹謗中傷」の現状ですが、京都府警で、どのくらいあるか。年間でサイバー犯罪が京都府警では5,808件の相談が来ています。すごい数の相談ですが、多くは比較的身近に感じられる偽サイト、詐欺事件、あるいは悪質商法、個人情報盗みとるフィッシングです。「誹謗中傷」もたくさん来ています。去年1年間で京都府警では229件、相談件数の4%を受理しています。その中身の例として、企業関係者からは、企業イメージをダウンさせるような書き込み、事実無根の書き込みとかが指摘されており、中学生の保護者からは、子どもに対してSNSで「学校に来るな、嫌い」とか書き込みがされているということが挙げられています。実際に事件化に至るケースもありますが、事件化に至るのは少ない。ほとんどが相談者への助言、アドバイスで対処しています。

では、実際、インターネットで「誹謗中傷」を受けたらどうしたらいいか。今日は会場のみなさま方に覚えておいてほしいことが二つあります。一つは「証拠を残してください」、もう一つが「一人で悩まず相談してください」ということです。まず、書き込みの証拠を残してほしい。送られてきたURLとかアドレス、IDを保存してください。保存の仕方がわからなかったら写真を撮ってでもいいし、スクリーンショットを撮っていただくこともできると思います。これをしっかりやってほしい。実際に送られた時間も大切です。

もう一つ大事なことは、「早く相談してほしい」。インターネットの「誹謗中傷」は、場合によっては人の命を奪ってしまうこともあります。一人で悩んでいるとしんどいので、とにかく周りの方や家族、友人に話をさせていただきたい。その上で警察や専門家である弁護士に積極的に相談してほしい。

総務省がつくった「インターネット上の書き込みなどに関する相談・通報窓口のご案内」ですが、インターネットの総務省のホームページからダウンロードすることができます。わかりやすいと思います。QRコードでぜひ見ておいてほしいと思います。

「どうしたらいいかわからん、事件にしているのか」と思ったら、とりあえず誰かに話をしたいと思ったら、遠慮なく電話してください。相談してください。メールでもいいです。「何かわからんけど、聞きたいな」という時は、京都府警のホームページにサイバー犯罪の相談フォームがあります。「京都府警」「サイバー犯罪」「相談フォーム」で調べてみてください。そこに遠慮なく書き込んでもらって送ると、担当課員が翌日電話しますので遠慮なくフォームに打ち込んで入れてください。また、「情報を削除したいのか」「削除だけでいいのか」「処罰したいのか」あるいは「損害賠償をしたいのか」で対応が変わると思います。そのへんも考えていただければと思います。

最後にネットでの投稿、ネットで嫌がらせをするような人は、ほとんどの人が匿名で発信します。しかし、インターネットは世界中のネットワークですから、そのデータは必ずサーバーコンピュータに行きます。アクセス・ログの形でデータが残る。必ず残るので、URLとか、送った時間が大切なんです。URLとかアドレスは、「この時間の、この時」には識別番号が一つしかないんです。時間が経つと、この人がやめたら、またこれが使われるかもしれないので、その時間に送ったアクセスログに残っているURLやアドレスは、この一つしかないんで、これが大事なので、しっかりと覚えておいてほしい。IPアドレスはインターネット上、住所になるもので、そこに残るものですから、匿名での情報発信であっても、当面は発信したものを特定することは技術的には可能です。とはいっても一生残っているわけではなく、一定期間で切れてしまいます。場合によっては3カ月で切れることもあります。もっと早いかもしれません。ですから早く相談することが大切です。「誹謗中傷」の書き込みは犯罪になる可能性があります。書き込みをされた方は早く相談してほしいと思います。

(要旨)



温かいご支援ありがとうございます

〈法人・団体〉新賛助会員のご紹介

令和5年度に新しく〈法人・団体〉賛助会員になっていただいた皆様です。

犯罪被害者支援活動へのご理解・ご支援の輪が広がりつつあることに感謝申し上げます。

(順不同・敬称略)

●新法人賛助会員の皆様です。

- ・一般社団法人京都府臨床心理士会
- ・オーシャン貿易株式会社
- ・京都信用金庫
- ・ヤチココアシステム株式会社
- ・株式会社日進製作所
- ・ひとひらく株式会社
- ・株式会社ライオン事務器
- ・株式会社ユタカ
- ・株式会社ITP
- ・株式会社京都環境保全公社
- ・日新電機株式会社
- ・学校法人京都精華大学
- ・一般社団法人京都府自動車整備振興会
- ・株式会社近鉄・都ホテルズ 都ホテル京都八条
- ・株式会社近鉄・都ホテルズ ウェスティン都ホテル京都

●新団体賛助会員の皆様です。

- ・京都府警友会
- ・京都府警友会 西京支部
- ・京都府警友会 北支部
- ・京都府警友会 綾部支部
- ・京都府警友会 中京支部
- ・綴喜防犯協会
- ・京都府上京警察署 上京会

募金型自動販売機設置のご紹介

令和5年度に新しく募金型自動販売機を設置いただき、本年1月31日までに1回目の募金（入金）をいただいた皆様です。温かいご支援ありがとうございます。

(順不同・敬称略)

- ・牛若商事株式会社
- ・株式会社エフプロダクト
- ・京都広域生コンクリート協同組合
- ・株式会社京都自動車会館
- ・学校法人京都府自動車学校
- ・近建ビル管理株式会社
- ・三洋化成工業株式会社
- ・帝産京都自動車労働組合
- ・ナカライテスク株式会社 本社
- ・ナカライテスク株式会社 伏見事業所1F
- ・ナカライテスク株式会社 伏見事業所2F
- ・株式会社日本医学臨床検査研究所
- ・株式会社ファーストフーズ
- ・伏見稲荷大社
- ・ユニチカスパークライト株式会社
- ・ワタキューセイモア株式会社 城陽工場

- ・令和5年度は、賛助会員様が、法人・団体・個人とも大幅に増加し、募金型自動販売機も一挙に拡大しました。ご入会、ご協力いただいた皆様に深く感謝申し上げます。
- ・近年の支援活動の増加に伴い、当センターの財政状態はますます厳しくなっております。新しく賛助会員になっていただける方（法人・団体・個人）、募金型自動販売機を設置いただける方を引き続き募集しております。是非ご紹介ください。
- ・事務局までご一報いただければ幸いです。

ご支援に感謝いたします

[ホンデリング]

令和4年12月1日～令和5年11月30日

個人	26名
事業所等	35団体
総冊数	10,286冊
寄付金額	392,596円



**< 令和5年11月1日～令和6年1月31日 >**

上記の期間に会費及び寄付を頂戴した方々を謹んでご報告申し上げます。なお、記載漏れ等がありましたら、お手数ですが事務局までご一報いただきますようお願いいたします。また、お名前の記載を望まれない方は、お申し出ください。
(順不同・敬称略)

会費納入者**【正会員】**

大島 真子 谷 直之 成相 千晶 福林 正行

【個人賛助会員】

高野登志江 田淵 敬英 富田 明信 中西 恵一 長渕 誠一

【法人賛助会員】

株式会社 ITP	株式会社京都環境保全公社	学校法人京都精華大学
株式会社日進製作所	日新電機株式会社	ひとひらく株式会社
ヤチココアシステム株式会社	株式会社ユタカ	株式会社ライオン事務器
一般社団法人京都府自動車整備振興会		
株式会社近鉄・都ホテルズ ウェスティン都ホテル京都		
株式会社近鉄・都ホテルズ 都ホテル京都八条		

寄付者

【個人】 17名

【団体】

京都市	京都府上京警察署	京都府川端警察署
京都府下鴨警察署	京都府東山警察署	京都府南警察署

【自動販売機】

大森神社奉賛会	株式会社奥村組	株式会社霞月
宝酒造株式会社 伏見工場	北都開発株式会社	吉忠株式会社
吉村建設工業株式会社	若林設備工業株式会社	

【交通安全ラッピング寄付型自動販売機】

牛若商事株式会社 本社	株式会社エフプロダクト	京都広域生コンクリート協同組合
株式会社京都自動車会館	学校法人京都府自動車学校	近建ビル管理株式会社
三洋化成工業株式会社	帝産京都自動車労働組合	ナカライテスク株式会社 本社
ナカライテスク株式会社 伏見事業所	株式会社日本医学臨床検査研究所	株式会社ファーストフーズ
伏見稲荷大社	ユニチカスパークライト株式会社	ワタキューセイモア株式会社 城陽工場

**オフィス移転
しました**

旧オフィスは手狭なことから様々な問題が生じておりました。

その解決のため、オフィスを移転・拡張することとし、2月3日(土)移転、2月5日(月)から新オフィスでの業務を開始いたしました。

新オフィスは、面積が1.6倍となり、応接面談室と会議室をすることにより、同時に2組の面談ができるようになりました。また、事務机も6席から12席へ増やすことで、スタッフの増員に対応できるようにしました。

電話相談室も一新し、ストレス緩和に寄与するよう快適な環境を目指しました。

さらにOAフロアとしてバリアフリー化を実現。車椅子や足の弱い方でもおいでいただきやすい環境を整備しました。

新しいオフィス環境の下、一層の生産性を高め支援活動の充実につながるようスタッフ一同努めてまいります。

なお、移転は同一ビル(交通安全会館)内の2階から1階への移動です。住所に変更はございません。





～ 裁判傍聴を支える ～

京都アニメーション放火殺人事件が起こったのが令和元年7月18日、その裁判員裁判が4年後の令和5年9月5日から令和6年1月25日まで計23回、京都地方裁判所大法廷で行われ、毎回、被害者、そのご家族、ご遺族の方々が傍聴されました。

当センターは、裁判所、検察庁の協力のもと警察とともに被害者控室付近や法廷前で待機し、主に体調不良者への備えとして、毎回4～5名の支援員が携わりました。また、控室の廊下には、傍聴に来られた方が

少しでもホッとできるように飲み物、お菓子などや傍聴のためのノート、ボールペンなどとともに、ストレスリリーサー(*)を用意しました。

いつもの支援とは違う形ではありましたが、裁判という緊張の場面でほんのひととき、ほっこりしていただけたとしたら幸いです。

*ストレスリリーサー.....
感情が高ぶったときなどに握りしめて気持ちを落ち着かせることができるクッション性のもの。形状は様々あるが、当センターで作ったものは星形で黄色。

センター活動報告(令和5年11月1日～令和6年1月31日)

【研修】

全国被害者支援ネットワーク質の向上研修近畿ブロック下半期研修会(11/9～11/10)
第24回犯罪被害者支援京都フォーラム(11/23)
月例研修会(1/13)
事前研修会(1/17、1/22)
課題研修(1/29～1/31)

【広報】

府民交流フェスタ in 京都府立植物園(11/3)
生命のメッセージ展(11/19、12/9)
イオン福知山(11/24)
犯罪被害者支援講演会(宇治市)(11/30)
PLANT 福知山(12/1)
公開講座(京田辺市)(1/31)

【講師派遣】

企業対象人権研修会(11/2)
京都社会福祉士会(11/3)
龍谷大学(11/13、11/15)
南犯罪被害者支援連絡協議会(11/14)
上京犯罪被害者支援連絡協議会(11/21)
東山犯罪被害者支援連絡協議会(11/22)
宮津犯罪被害者支援連絡協議会(11/28)
北犯罪被害者支援連絡協議会(11/29)
亀岡犯罪被害者支援連絡協議会(11/29)

京都刑務所(12/1、1/10)
向日町警察署(12/6)
川端警察署(12/18)
佛教大学(1/19)
京都医療少年院講話(1/23)

【会議】

理事会(1/26)
配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画(第4次)の改定に係る意見聴取会(11/1、1/31)
困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画の策定に係る有識者会議(11/1、1/31)
財政基盤会議(1/15)
京都市防災会議及び京都市国民保護協議会(12/8)
支援調整会議(12/19、1/30)
DVネットワーク京都会議代表者会議(12/21)
女性にまつわる問題への相談支援-DV、性暴力を中心に-(1/16)

【その他】

死傷者多数事案における被害者等支援訓練見学(11/14)
日本財団監査(11/17)
京遊連助成金贈呈式(11/29)
京都アニメーション支援員メンタルヘルスケア(12/16)

編集後記

「フリーアドレス」という言葉をご存知でしょうか。固定席を持たずに好きな席で働くスタイルのことだそうです。今回の移転で、私共の事務所にもフリーアドレス制が導入されました。固定席がないということは、自分の荷物も都度持ち運ばなくてはなりません。自ずと書類の整理が必要となった次第です。実際作業をすると、いかに不要なものを持ち続けていたのか痛感しました。一旦身軽になったこの状態を、今後も継続したいと思います。

ホームページもご覧ください
<https://kvsc.kyoto.jp/>
発行者 公益社団法人
京都犯罪被害者支援センター
理事長 山下俊幸
事務局 TEL & FAX 075-415-3008
E-mail k7830@kvsc.kyoto.jp
印刷 株式会社ティ・プラス

お願い：ご住所等、お届け内容に変更のあった方は、お手数ですが事務局までご一報くださいますようお願いいたします。